

報道各位

新潟市福祉部

介護保険法、障害者総合支援法及び生活保護法に基づく行政処分について

このことについて、下記のとおり、指定の取消し処分を行いました。

記

1 対象事業者

事業者名：合同会社 介護支援センター虹  
所在地：新潟市西区小新西2丁目19番31号川口第一ビル105号  
代表者：代表社員 山田勝美

2 対象事業所

事業所名：介護センター虹  
所在地：新潟市西区小新西2丁目19番31号川口第一ビル105号

3 処分理由

サービス種類	根拠法令	処分理由
訪問介護	介護保険法	・不正請求
みなし指定介護機関の訪問介護事業	生活保護法	・不正又は著しく不当な行為
介護予防訪問介護相当サービス	介護保険法	・法令違反
居宅介護・重度訪問介護	障害者総合支援法	・不正請求 ・不正又は著しく不当な行為 ・法令違反

4 不利益処分の原因となる事実

(1) 不正請求（期間：平成31年1月から4月までの4か月間）

ア 訪問介護

訪問介護員の資格要件を満たさない者がサービス提供しているにもかかわらず、サービス実施記録に勤務実態のない者の名義を使い、介護報酬を不正に請求し、受領した。

サービス実施記録がないにも関わらず、介護報酬を不正に請求し、受領した。

イ 居宅介護・重度訪問介護

サービス提供責任者の欠如による人員基準違反があるにもかかわらず、廃止又は休止を行わず、介護給付費を不正に請求し、受領した。

(2) 不正又は著しく不当な行為

ア 訪問介護

平成31年1月9日に市へ提出された変更届において、常勤かつ専従のサービス提供責任者について、実際には勤務実態のない者の名前を使い、虚偽の届出を行う

た。

勤務実態のないサービス提供責任者の名前で、訪問介護計画書を虚偽作成した。

イ 居宅介護・重度訪問介護

平成31年1月11日に市へ提出された変更届において、常勤かつ専従のサービス提供責任者について、実際には勤務実態のない者の名前を使い、虚偽の届出を行った。

(3) 法令違反

ア 介護予防訪問介護相当サービス

指定介護予防訪問介護相当サービスと一体的に運営している介護保険サービスにおいて、不正請求及び不正又は著しく不当な行為を行った。

イ 居宅介護・重度訪問介護

居宅介護・重度訪問介護と一体的に運営している介護保険サービスにおいて、不正請求及び不正又は著しく不当な行為を行った。

※ みなし指定介護機関の訪問介護事業は、介護保険サービスと同一の体制で一体的に運営されていることから、処分の原因となる事実は訪問介護と同様。

5 徴収金

約610万円（加算金含む）

6 指定取消しの年月日

令和元年12月1日

7 欠格事由該当者

山田 勝美

8 行政処分の影響

当該事業所は現在休止しており、利用者は全て他の事業所へ引き継がれているため、取消しによる利用者への影響はない。

問い合わせ先

(介護保険の処分内容について)

福祉部介護保険課 指定係 渡辺 電話：025-226-1293

(障がい福祉の処分内容について)

福祉部障がい福祉課 指定係 杉本 電話：025-226-1241

(生活保護の処分内容について)

福祉部福祉総務課 保護室 米山 電話：025-226-1176

(監査結果について)

福祉部福祉監査課 長澤 電話：025-226-1182